

動産総合保険のお手続きについて

損害の拡大防止・軽減に努めてください。

発生した損害の責任が第三者にあり、第三者から損害賠償を受けることができる場合は、その賠償請求を優先し必要なお手続きをお取りください。



重要

- ・保険申請中も通常通りお引落がございました。
- ・事故原因にかかわらず、保険金の限度額は、事故物件の月額リース料×残回数となります。差額が発生した場合は、お客様にご負担いただくこととなります。